

福祉用具について

いわゆる「外れ値」への対応について

論点1

○ 介護給付費通知書等の取組が全保険者に普及するよう推進し、現在578保険者（平成22年）において取り組まれている給付の適正化のための取組を一層推進してはどうか。

※ なお、あわせて介護報酬の請求を行う際に記載する商品コードについて、統一的なコード（例：T A I Sコード）を導入する方向で関係者と調整を進めてはどうか。

給付費通知の例（横浜市）

横浜 太郎 様の該当の商品は下記のとおりです。

お問合せ番号 (介護保険被保険者番号)	0000000000
------------------------	------------

※このお知らせの見方や利用方法等については、別紙「利用状況のお知らせの見方」をご参照ください。

【あなたが利用された福祉用具と価格について】

福祉用具の種類	該当の福祉用具の商品名
特殊寝台付属品	〇〇〇キャスター 〇タイプ

福祉用具貸与サービス事業所名	商品コード	希望小売価格	貸与価格
Aレンタル〇〇店	00000-000000	14,000円	1,500円

【神奈川県内でみる貸与価格の分布について】

最頻価格	最低価格	最高価格	平均価格	平均価格と比べたあなたの貸与価格
500円	300円	3,500円	750円	2.0倍

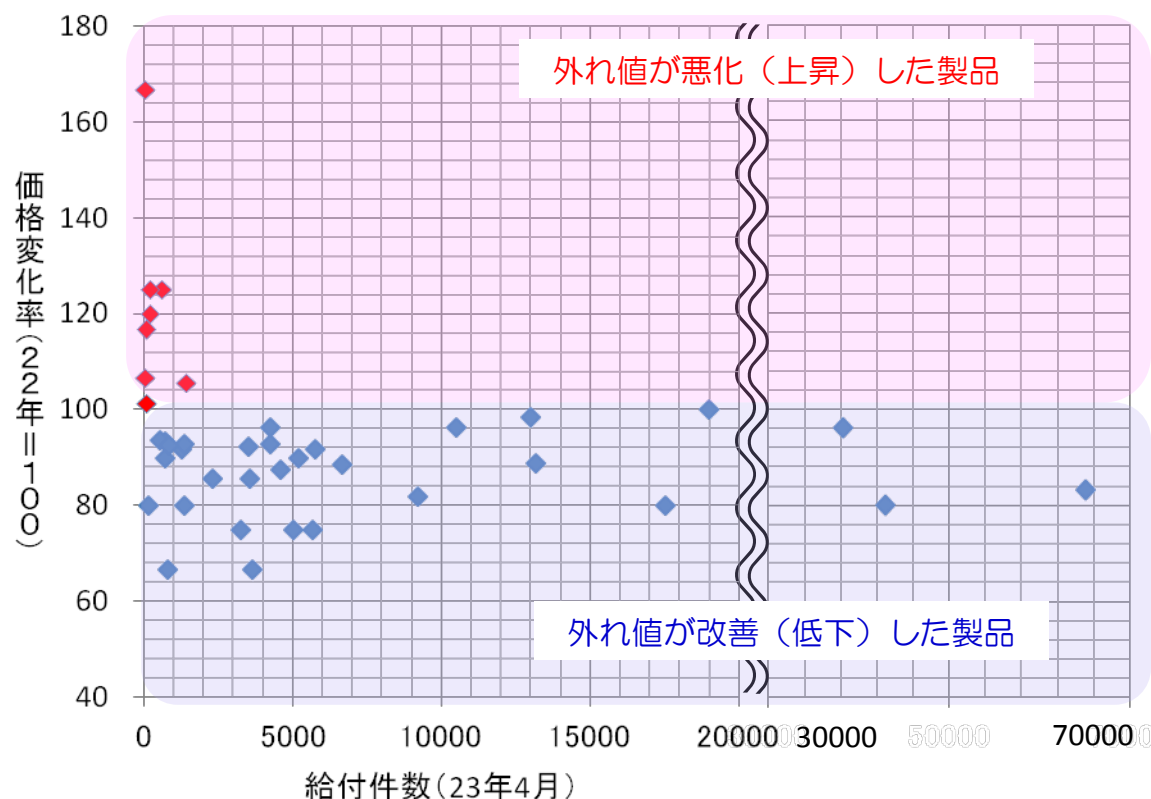
介護給付適正化システム導入後の外れ値の動向について

- ☆ 平成21年8月の国保連合会介護給付適正化システムの改修により福祉用具の価格情報の把握が可能となった保険者では、外れ値（ここでは第9十分位に位置する価格を外れ値とする。）の改善に一定の効果が見られる。
- ☆ 外れ値の改善は、給付件数の多寡に関わらず幅広い製品に見られる。一方で、給付件数の比較的小さい製品を中心として、外れ値の悪化が見られる。

第9十分位に位置する価格の変化
(種目別給付件数上位20製品の状況)

	改善	変化無し	悪化
車いす	3製品	17製品	0製品
車いす付属品	0製品	20製品	0製品
特殊寝台	4製品	16製品	0製品
特殊寝台付属品	5製品	15製品	0製品
床ずれ防止用具	3製品	18製品	0製品
体位変換器	1製品	18製品	1製品
手すり	4製品	16製品	0製品
スロープ	2製品	17製品	1製品
歩行器	3製品	17製品	0製品
歩行補助つえ	4製品	16製品	0製品
徘徊感知機器	2製品	13製品	5製品
移動用リフト	2製品	17製品	1製品
全体	33製品	200製品	8製品

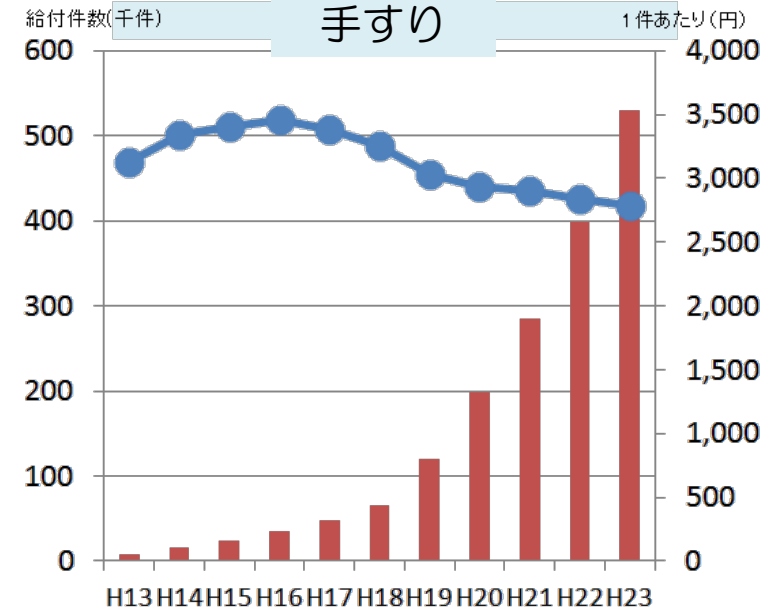
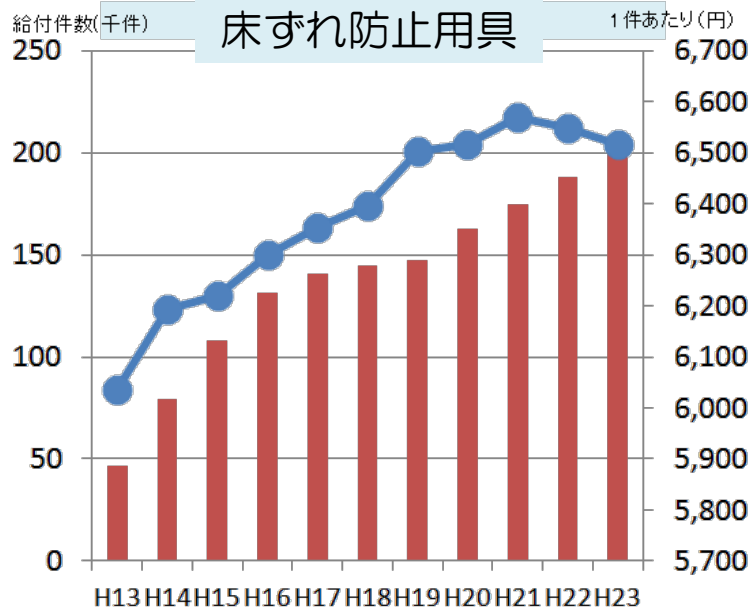
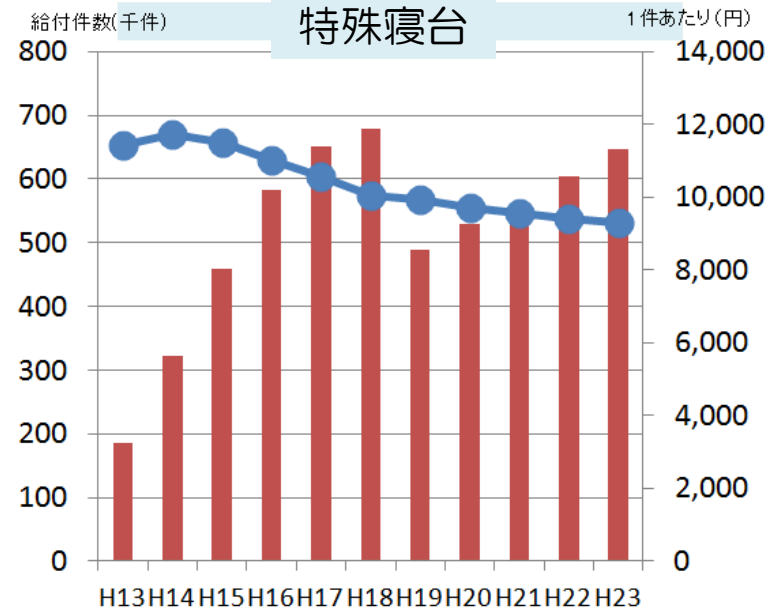
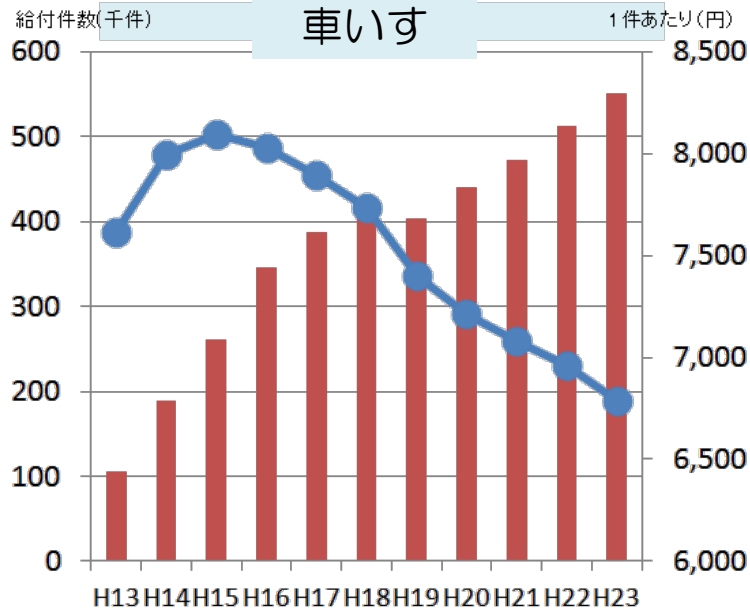
第9十分位の価格に変化があった製品と
給付件数の相関



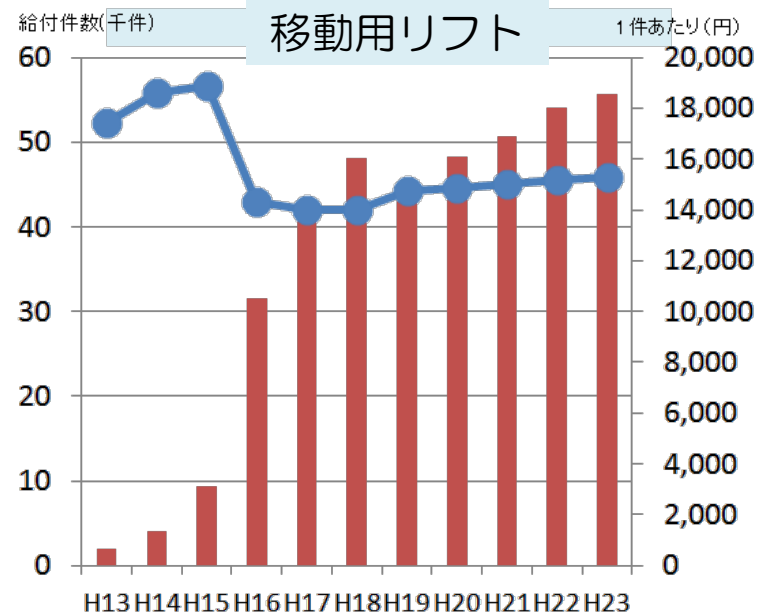
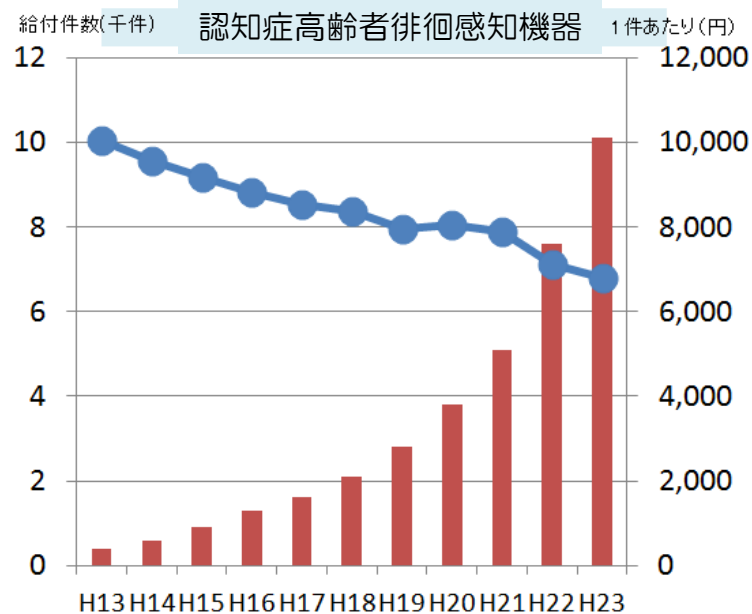
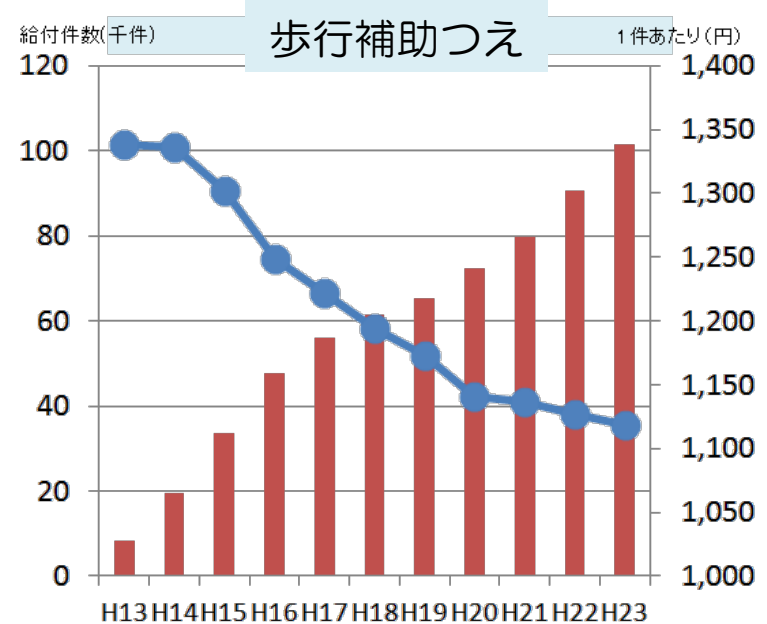
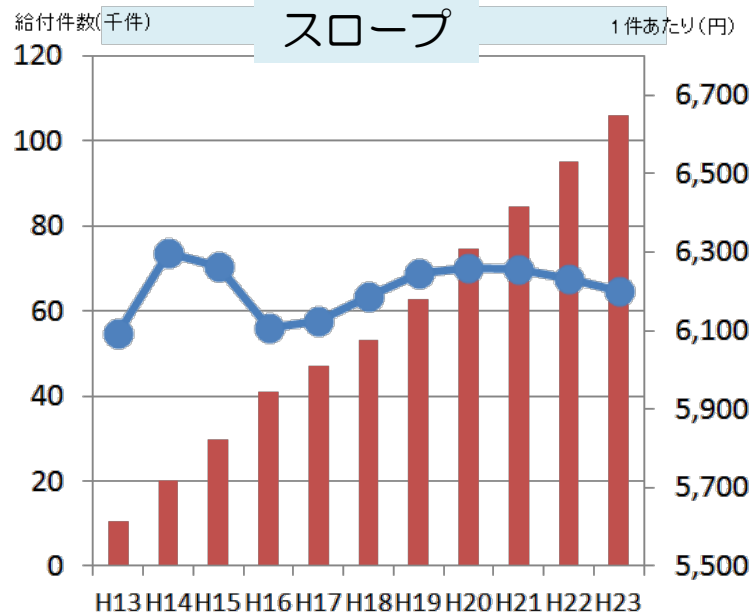
※価格変化率 : 第9十分位の価格の騰落率(平成22年4月と平成23年4月を比較)

※第9十分位 : 給付単位数を昇順に並び替え、10等分したときの境界にあたる価格であって、給付単位数が高いほうから10%に位置する値。

福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移 ①



福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移 ②



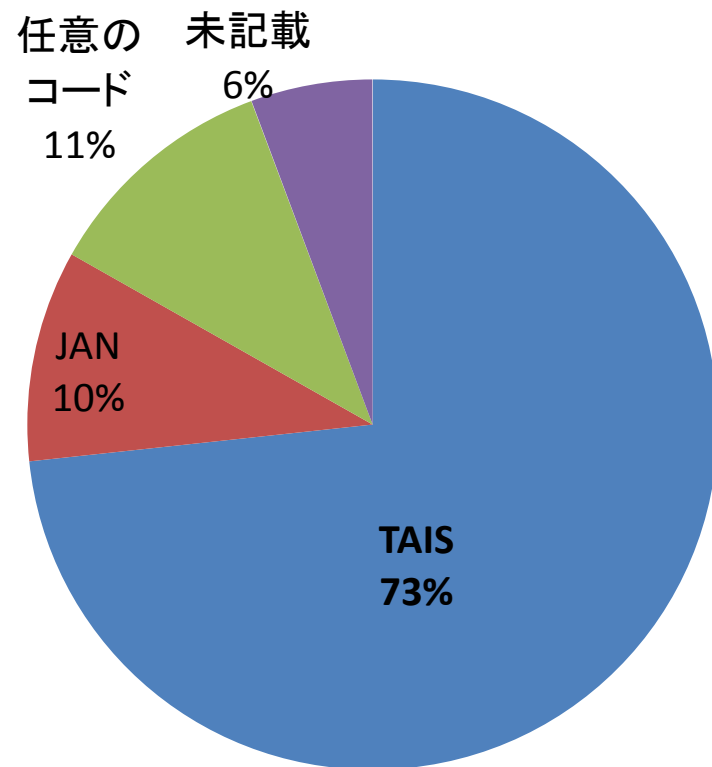
商品コードの状況

- ☆ 現行規定では、介護報酬の請求に際して介護給付費明細書に記載する商品コードは、「TAIS」、「JAN」又は「任意のコード」のいずれかを記載することが出来る。
- ☆ 介護報酬請求に際して、約73%の貸与事業者がTAISを記載している。

TAISとJANについて

	TAIS Technical Aids Information System	JAN Japanese Article Number
使用目的	・ 福祉用具のデータベース化のためのコード。 ・ 福祉用具の仕様、構造、性能等に関する情報の収集・蓄積	・ 流通業界の基盤コード。 ・ POSシステム(バーコード)等で利用
管理主体	(財)テクノエイド協会	(財)流通システム開発センター
商品コードの一元管理	あり ※管理主体で一元管理	なし ※各社の裁量で発番
(参考)コードの例	「企業コード」「福祉用具コード」からなる11桁のコード (例) 00031-000006	「企業コード」「商品アイテムコード」「チェックデジット」からなる13桁又は8桁のコード (例) 45695116179

給付請求時に使うコード (貸与事業者に対するアンケート結果)



「個別サービス計画」の位置づけの明確化について

論点2

- 個々の利用者の状態像や生活環境に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等の専門家との円滑な情報の共有を図るため、福祉用具専門相談員が利用者ごとに「個別サービス計画」を作成することを指定基準に位置づけてはどうか。

「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 議論の整理」(平成23年5月)(抄)

福祉用具貸与における個別援助計画の導入については、次のような効果があると指摘されている。

- ・ 利用者の状態を記録として残すことで、担当者や介護支援専門員、利用者、家族間の情報共有や共通理解につなげることができる。
- ・ 福祉用具選定の理由を明確にすることで、利用者の状態の変化に応じたモニタリングや機種変更がスムーズに行える。
- ・ 福祉用具を利用する上での留意事項について幅広く共有でき、事故防止につながるほか、リスクマネジメントに役立てることができる。
- ・ 情報収集などで利用者の状態像を把握し、文書化することで、福祉用具専門相談員のスキルアップにつなげることができる。

個別サービス計画の位置づけについて

- ☆ 個別サービス計画は、ケアプランに明記した目標、方針、サービスに則って、具体的にサービスを行うにあたり、各サービス事業者が作成するもの。
- ☆ 訪問介護等の居宅サービスの提供に当たっては、ケアプランを踏まえて個別サービス計画の作成が行われるが、福祉用具貸与では、個別サービス計画の作成が義務づけられていない。（個別サービス計画の作成が義務づけられていないのは、訪問入浴介護と福祉用具貸与のみ。）

○日本福祉用具供給協会

「福祉用具における保険給付の在り方に関する要望（平成23年4月8日）（抜粋）

（7）福祉用具貸与サービス計画の作成

居宅サービス計画等の運営基準第199条により、福祉用具貸与サービスもケアプランに基づき行われる以上、ケアプランの目標・目的に沿った計画と評価が伴います。

福祉用具利用の必要性や適用については、福祉用具専門相談員が判断し、その根拠を記録し、ケアマネジャーと共有すべきと考えます。サービスの質の向上のためにも、他のサービスと同様に、事業者や関係者の業務負担が過重にならないよう配慮され、福祉用具貸与サービス計画の作成を運営基準に明記されるようお願いいたします。

○全国福祉用具専門相談員協会

「福祉用具における保険給付の在り方に関する要望（平成23年4月8日）（抜粋）

（1）福祉用具個別援助計画書の作成義務化について

福祉用具貸与もケアプランに沿って提供される介護給付であることから、計画的なサービス提供を担保する仕組みとして、福祉用具の利用計画書の作成は不可欠であると考えます。（略）

福祉用具貸与サービスの質の向上のためにも、指定居宅サービスに係る基準等に位置づけるなど、福祉用具個別援助計画書の作成の義務化を要望いたします。

介護保険福祉用具・住宅改修の対象種目の追加について

第6回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（平成23年9月8日）での検討結果

○保険給付の対象とすべきと結論づけられたもの

内容	概要	委員からの指摘事項等
【福祉用具(貸与)】		
介助用ベルト (入浴介助用以外のもの)	「特殊寝台付属品」の対象の拡充	・ スライディングボードと機器の目的は同じであり、認めるべき。 ・ 既に保険給付の対象としている保険者があることに鑑み、保険給付の対象として追認すべき。 ・ 入浴用は購入の対象であり、棲み分けについて混乱のないようにすべき。
自動排泄処理装置 (尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの)	「特殊尿器」を福祉用具の貸与種目に追加 ※ 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感がある部分は引き続き購入とする。 ※ 保険給付の対象となる状態像を規定する。	・ 貸与では定期的な消毒やメンテナンスが貸与事業者に義務づけられており、適切な衛生管理を行うのであれば、むしろ貸与のほうが有効。 ・ 排泄介助は、介護者にとって大きな負担感のある行為であり、自動排泄処理装置の一層の普及は、介護者の負担軽減に有用。 ・ 貸与の対象として市場が拡大することで、機器の開発が促進や価格の低下が期待できる。 ・ 貸与にあたっては、利用者に対し、使い方について指導すべき。 ・ 寝たきりを助長することの無いよう、利用者は当該機器を真に必要とする者とすべき。 ・ 衛生管理上の条件を設け、適切な衛生管理体制を取ることが出来るレンタル事業者が取り扱うべき。
【特定福祉用具(購入)】		
便座の底上げ部材	「腰掛便座」の対象の拡充	・ 洋式便器の上に置いて高さを補うものと目的は同じであり、当該機器についても該当すると解釈すべき。
【住宅改修】		
通路等の傾斜の解消	「段差の解消」の対象の拡充	・ 段差の解消が目的とするところは、「移動上の制約の解消」であり、傾斜の解消も目的は同じであり認めるべき。
扉の撤去	「扉の取り替え」の対象の拡充	・ 給付対象とすることに異論無し
転落防止柵の設置	「段差の解消に付帯して必要となる工事」の対象の拡充	・ スロープの設置に際し、転落防止用の柵や立ち上がりの設置は、当然に行わなければならないもの。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会

○ 趣旨

介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修について、利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の追加や、種目・種類の拡充についての妥当性や内容等について検討を行う。

○ 検討会メンバー

氏 名	所 属 ・ 役 職
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長
唐木 美代子	山梨県北杜市市民部介護支援課長
久留 善武	社団法人シルバーサービス振興会 企画部長
相良 二郎	神戸芸術工科大学 教授
本村 光節	公益財団法人 テクノエイド協会 常務理事
◎ 山内 繁	早稲田大学 研究推進部参与
渡邊 慎一	社団法人 日本作業療法士協会 制度対策部福祉用具対策委員長

◎:座長

参 考

介護保険における福祉用具のサービス

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用具)の購入(償還払い)。 (H18年より指定制度導入)
対象種目	・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く)	・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト) ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲において、他のサービスと組み合わせ	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※同一支給限度額管理期間内 (4/1～3/31の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用(実勢価格)	現に要した費用(実勢価格)

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料 (H10.8.24))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの
(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの
(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの
(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの
(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

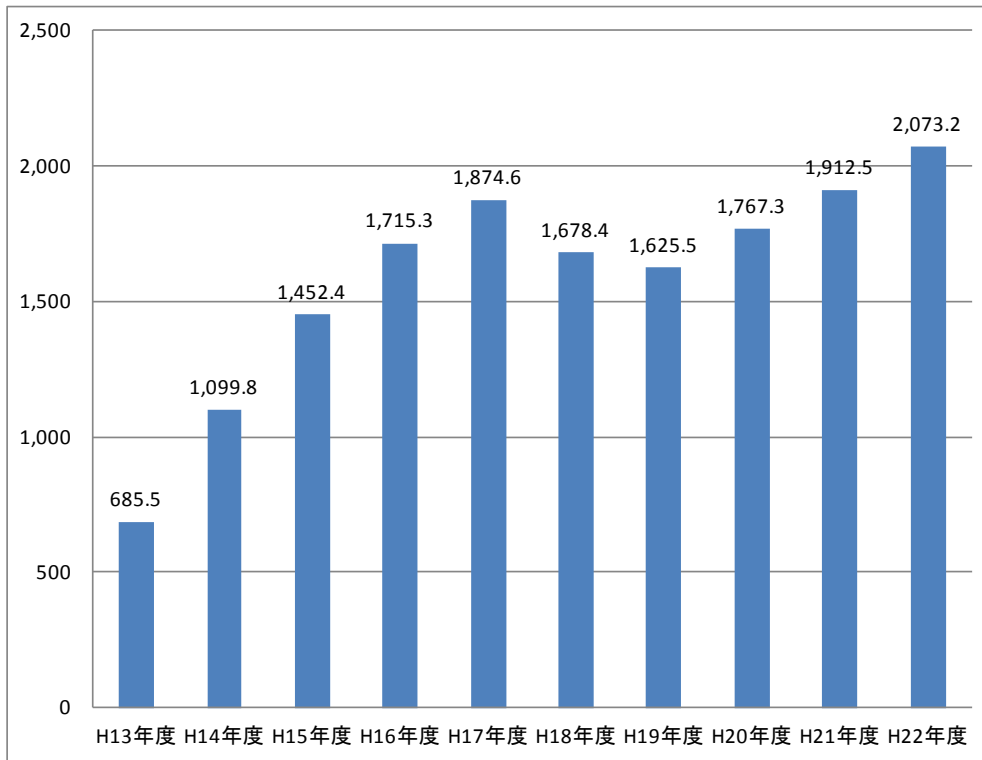
- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排せつ関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

福祉用具の保険給付の状況（１）

- 平成22年度の福祉用具貸与費は約2,073億円（対前年比8.4%増）である
- 貸与事業所数及び1事業所あたりの平均額は、概ね横ばいである

福祉用具貸与の費用額の推移（介護予防を含む）

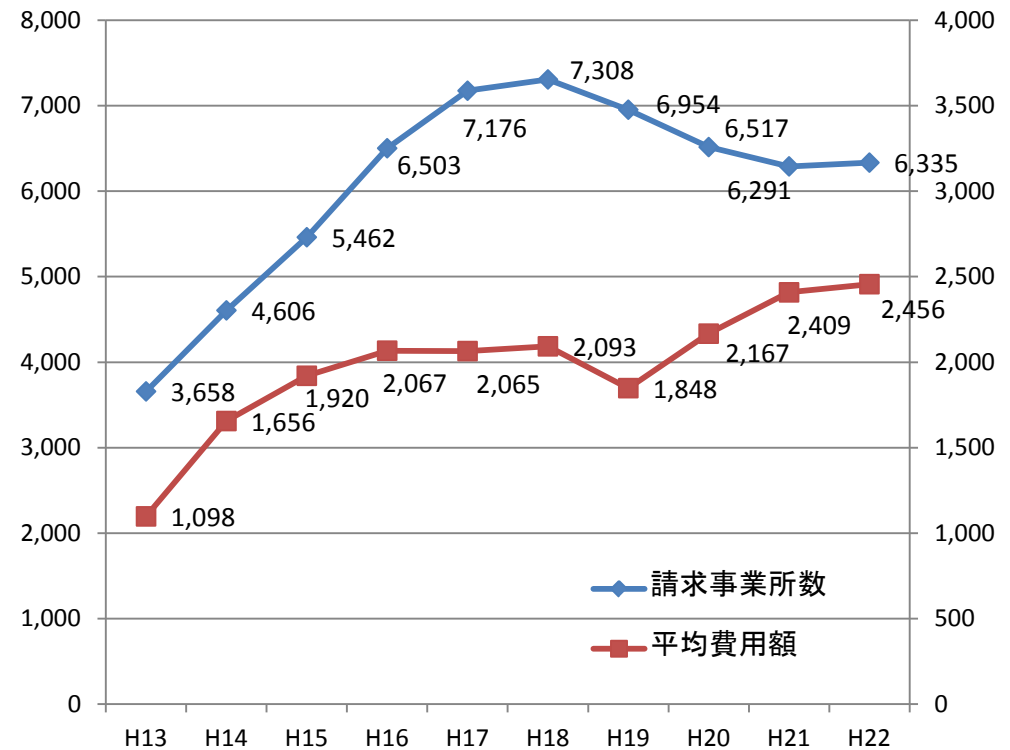
（単位：億円）



福祉用具貸与事業所数及び1事業所あたりの平均額の推移

（単位：か所）

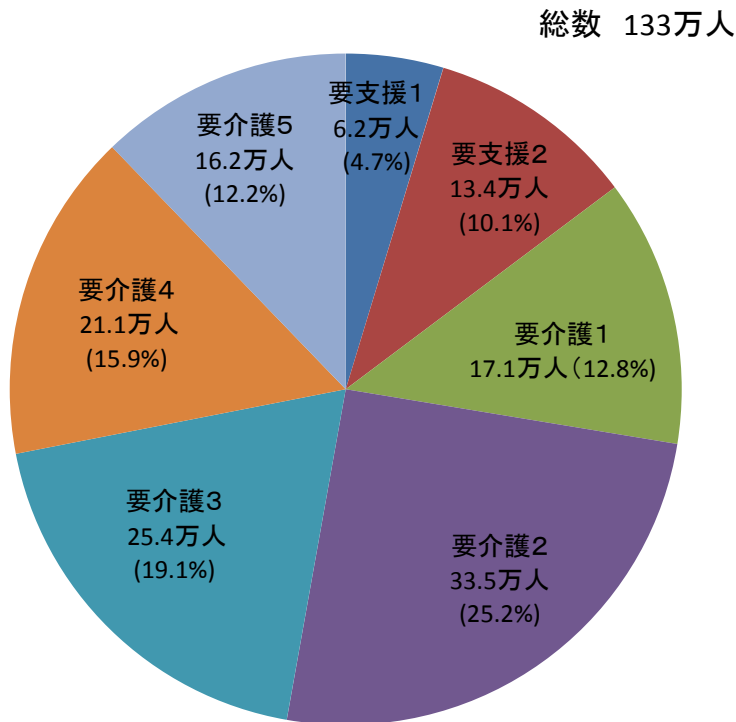
（単位：千円）



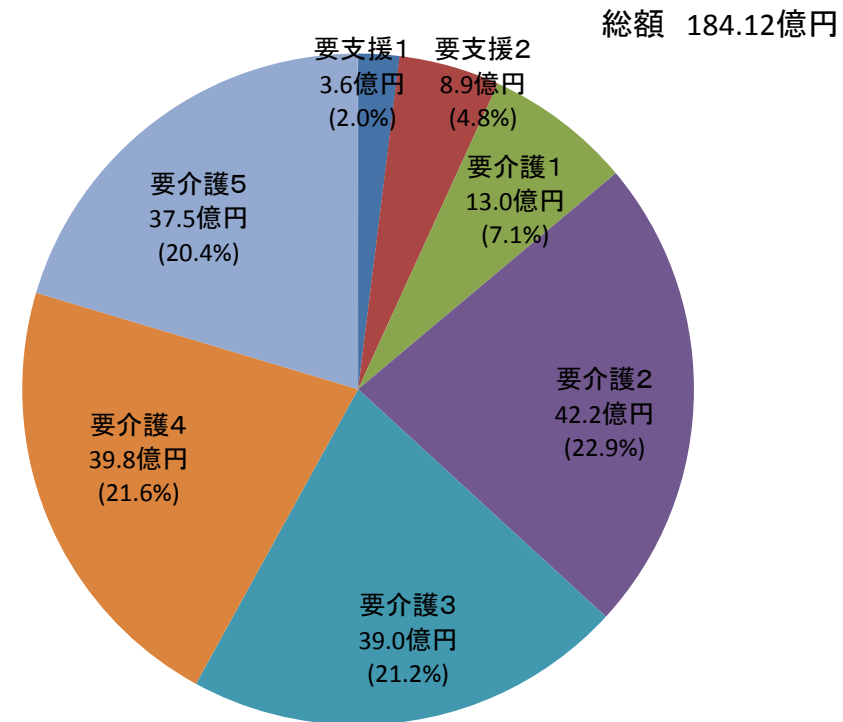
福祉用具の保険給付の状況（２）

- 福祉用具貸与費の受給者数は、全体で133万人である。（H23.6サービス提供分）
- 福祉用具貸与費の費用額は、全体で184億円である（同）

福祉用具貸与の要介護度別受給者数



福祉用具貸与の要介護度別費用額

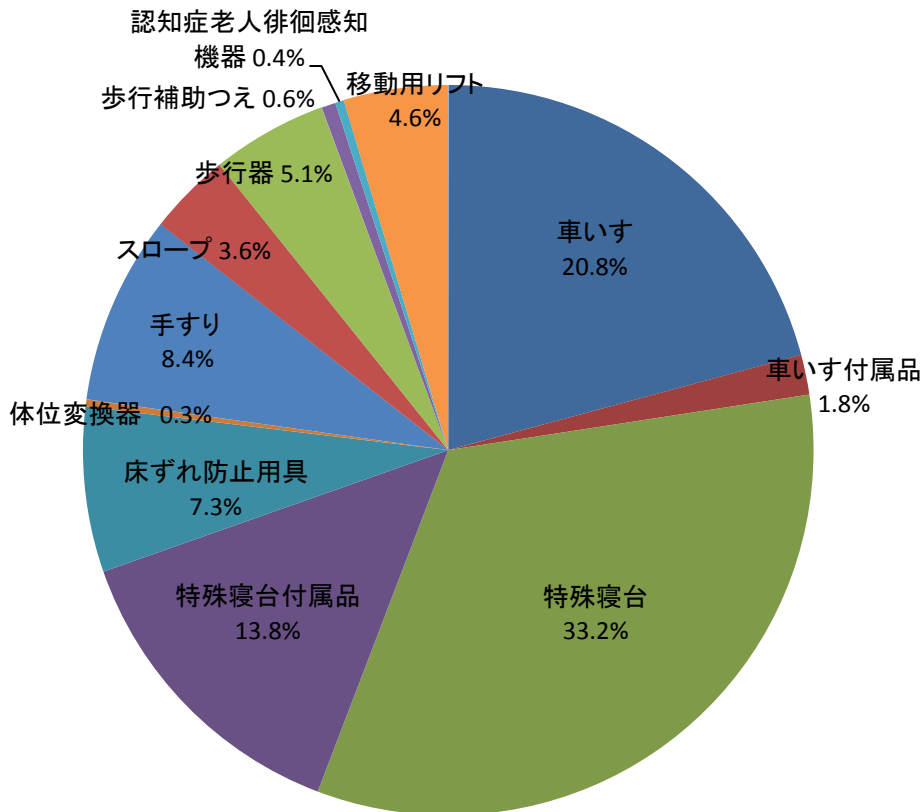


（介護給付費実態調査（平成23年6月サービス提供分））

福祉用具の保険給付の状況（3）

○ 福祉用具貸与の種目別の利用割合（単位数）は、車いす（付属品を含む）と特殊寝台（付属品を含む）で全体の7割を占める。

福祉用具貸与の請求内訳（単位数）



福祉用具貸与費の要介護度別・種目別の利用割合（単位数）（平成23年6月サービス分）

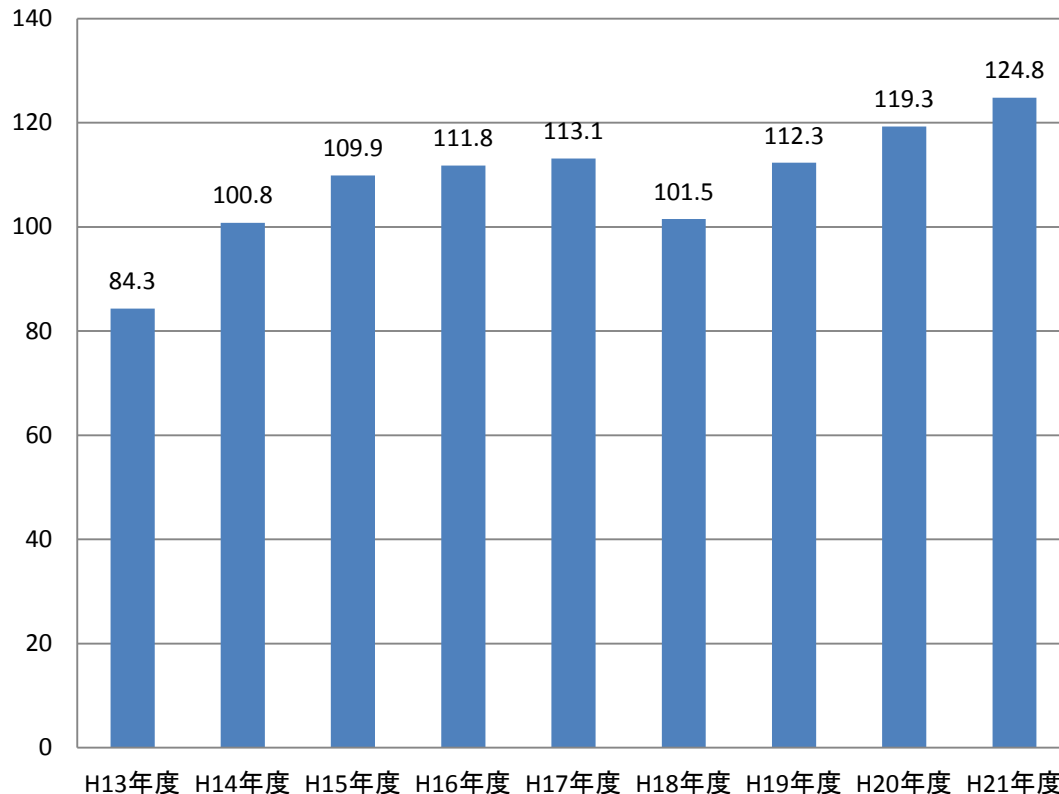
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
車いす	3.4%	7.2%	7.7%	22.2%	20.3%	20.9%	18.4%	100%
車いす付属品	0.8%	2.3%	3.8%	14.8%	18.9%	28.0%	31.5%	100%
特殊寝台	0.5%	1.9%	4.6%	25.9%	23.6%	22.9%	20.6%	100%
特殊寝台付属品	0.5%	1.8%	4.7%	26.7%	25.6%	24.0%	16.7%	100%
床ずれ防止用具	0.1%	0.3%	1.3%	7.3%	11.6%	26.7%	52.8%	100%
体位変換器	0.1%	0.3%	0.7%	3.7%	6.2%	20.1%	68.9%	100%
手すり	6.0%	13.8%	20.0%	27.3%	18.7%	11.0%	3.4%	100%
スロープ	0.2%	0.8%	2.4%	10.6%	20.2%	33.7%	32.3%	100%
歩行器	8.9%	19.8%	20.3%	26.8%	14.9%	7.3%	2.0%	100%
歩行補助つえ	5.6%	15.8%	17.3%	29.5%	19.5%	9.8%	2.4%	100%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.0%	0.1%	3.0%	14.0%	35.4%	34.3%	13.2%	100%
移動用リフト	0.5%	2.3%	4.5%	20.0%	22.6%	25.1%	25.1%	100%

福祉用具購入費の状況

- 特定福祉用具購入に係る給付費は、年間124.8億円である(平成21年度)
- 要介護度別では、要介護度2以下の者が給付費の約6割である。

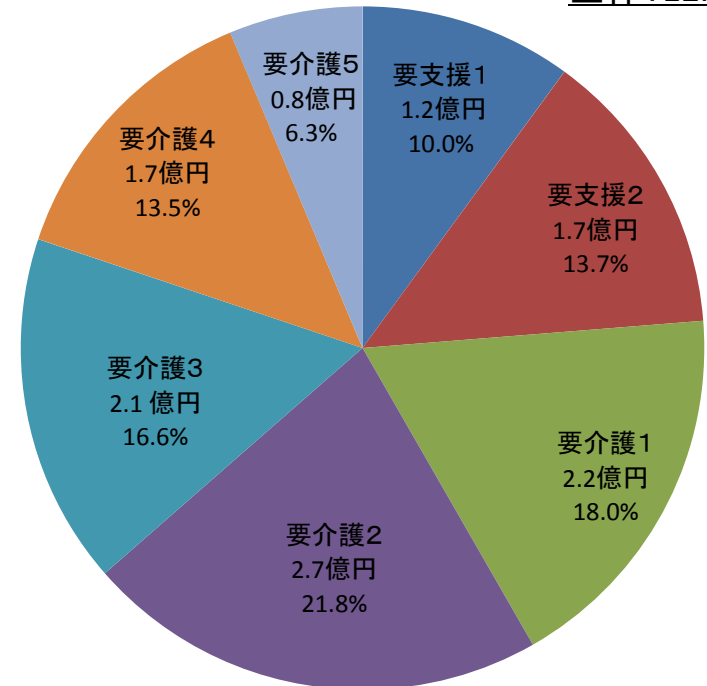
特定福祉用具購入費の給付費(介護予防含む)

(単位: 億円)



特定福祉用具購入費の給付費 (平成23年3月支出決定分)

全体: 12.4億円



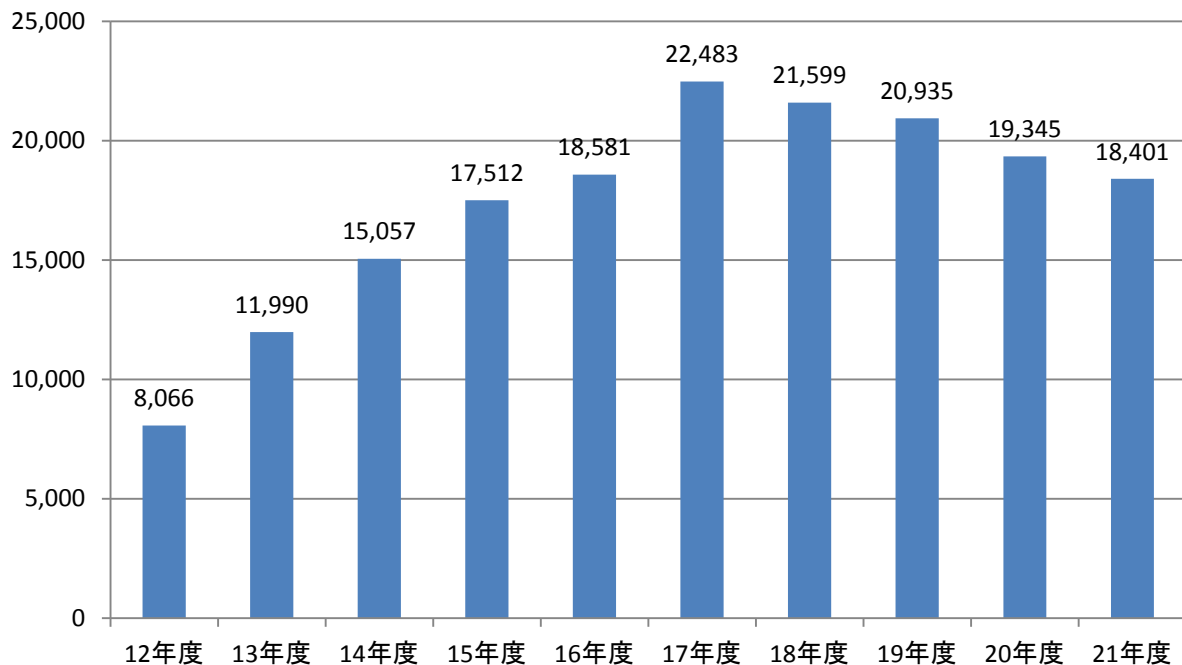
(※) 給付費 = 自己負担分を除く。

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」

福祉用具専門相談員の状況

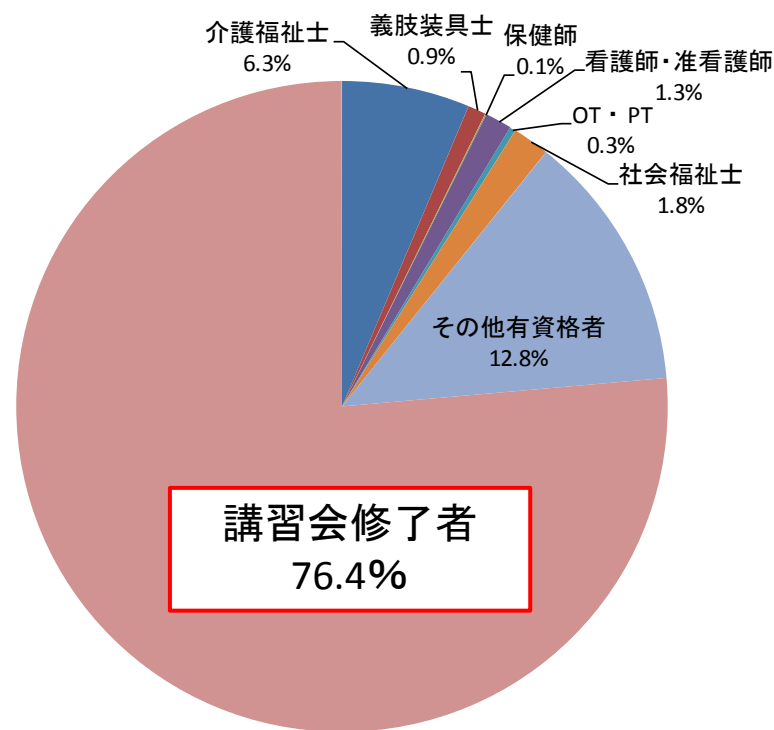
- 福祉用具貸与事業所に従事する福祉用具専門相談員数は、平成17年を頂点として減少傾向にある。
- 福祉用具貸与事業所に従事する福祉用具専門相談員のうち、約8割が指定講習会（40時間）修了者である。

① 福祉用具専門相談員従事者数



	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1事業所あたり 従事者数	3.0	3.1	3.7	3.5	3.4	3.6	3.6	3.7	3.9	3.4

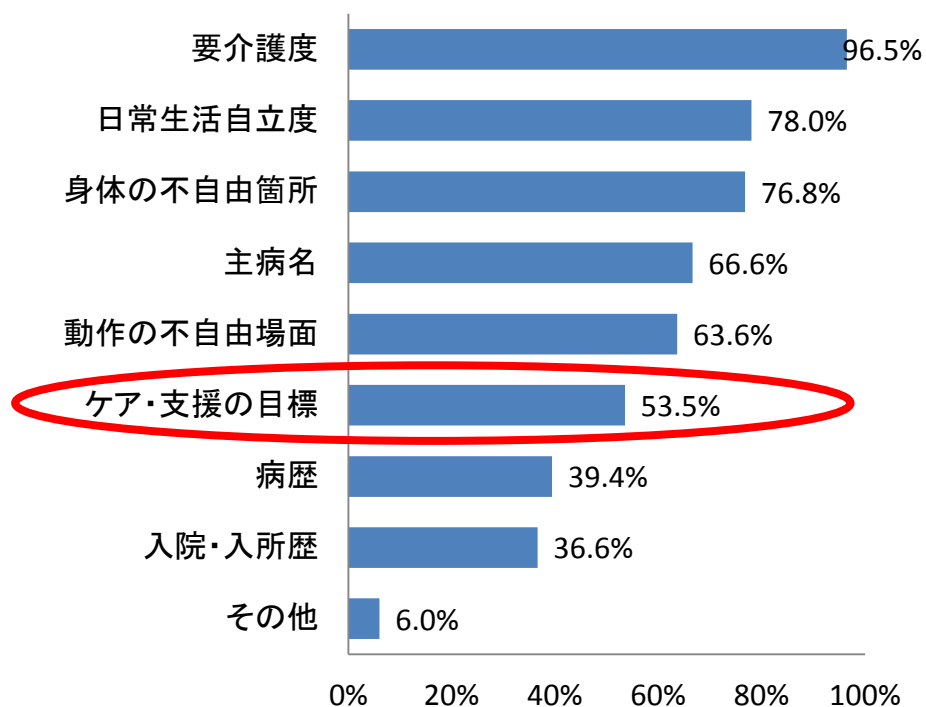
② 福祉用具専門相談員資格内訳



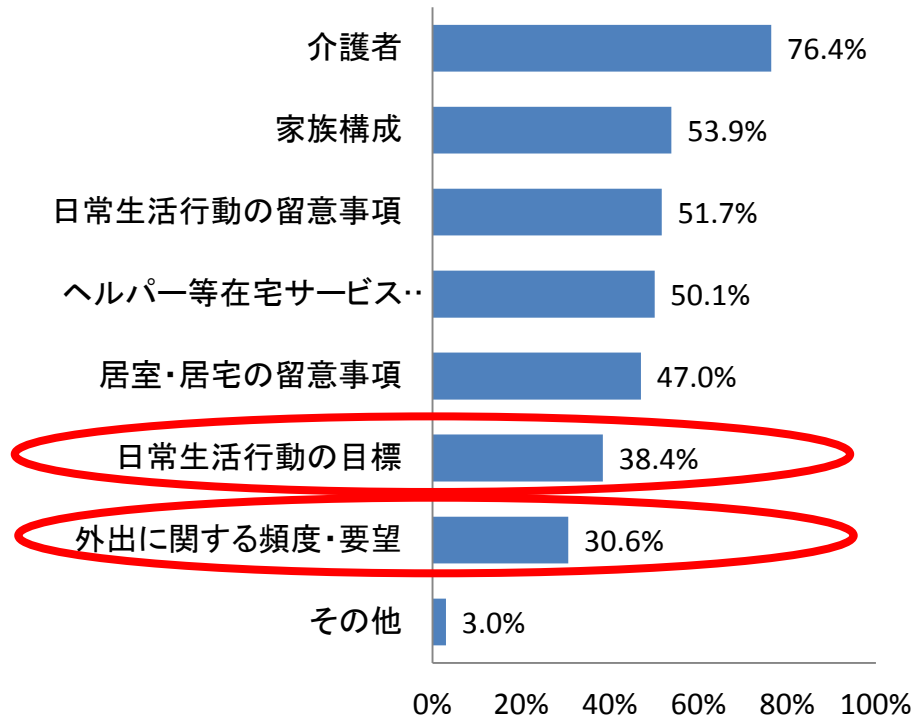
福祉用具専門相談員による記録の状況

☆ 福祉用具専門相談員が利用者ごとの状況として記録している事項は、要介護度(96.5%)や日常生活自立度(78.0%)等は高い。一方、「ケア・支援の目標」(53.5%)や「日常生活行動の目標」(38.4%)等は低い。

福祉用具専門相談員が利用者ごとの身体状況として記録している事項



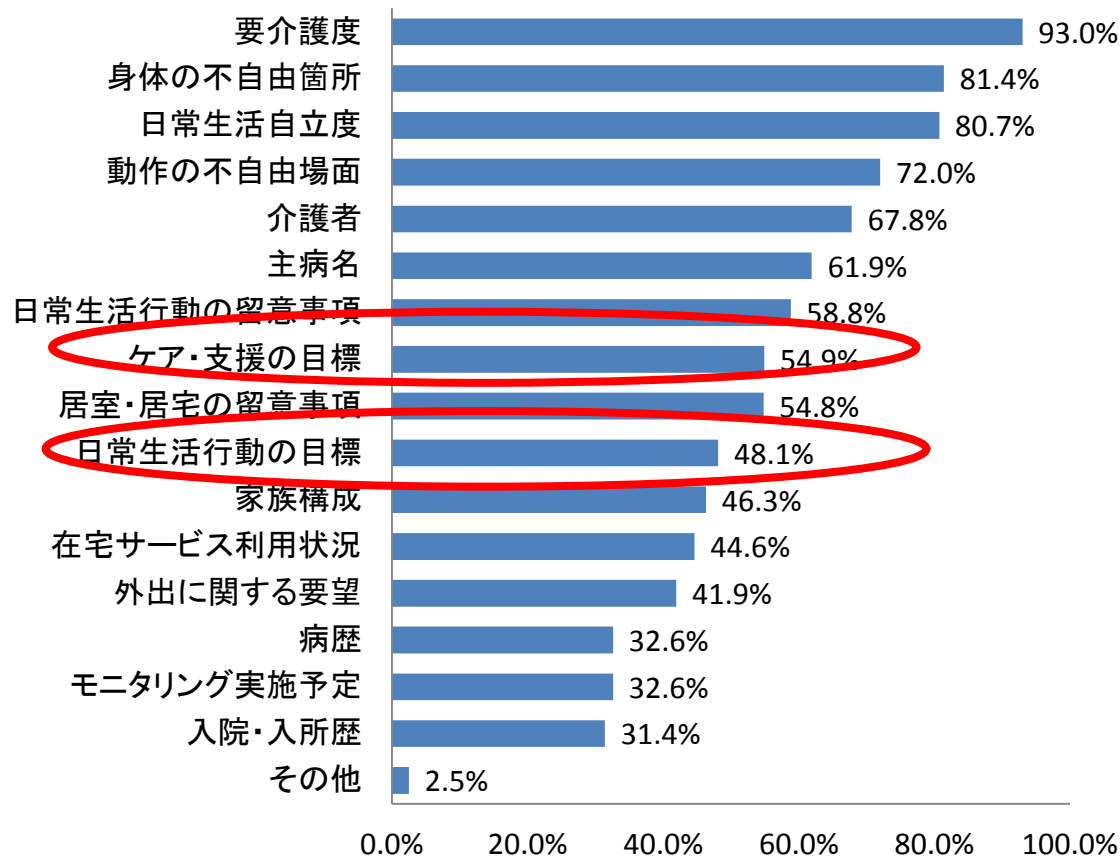
福祉用具専門相談員が利用者ごとの生活環境として記録している事項



福祉用具専門相談員と介護支援専門員との情報提供の状況

☆ 福祉用具の必要性を判断する際、福祉用具専門相談員が介護支援専門員と「ケア・支援の目標」や「日常生活行動の目標」について情報交換を行うケースは約半数である。

福祉用具専門相談員が介護支援専門員と情報交換する事項



福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会

「議論の整理」（概要）（平成23年5月19日）

福祉用具における保険給付の在り方に関して、社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うために設置。今般、主に3つの論点について、今後の方向性を整理。

論点1 いわゆる「外れ値」への対応について

- ☆ 福祉用具貸与価格について、同一製品であっても平均的な月額と比べて、非常に高額な請求が行われているケース（いわゆる「外れ値」）があることが指摘されている。
- ☆ 平成21年8月の国保連合会介護給付適正化システムの改修により、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出可能となり、516の保険者において発出されるなど、一定の効果が報告されている。

- 
- 保険者（市町村）は、引き続き福祉用具の価格の実態についての公表・情報提供を促進するとともに、分析・検証を行い、給付の適正化のための取組を行うことが重要。
また、こうした情報を利用者やケアマネジャーが活用できるようにすることも必要。
 - その際、介護報酬の請求に際して記載する商品コードの統一化を検討するなど、保険給付の明確性、透明性を一層推進することが必要。
 - 情報公表制度において、都道府県が介護サービスの質に関する情報を公表するように配慮する旨の規定（介護保険法改正案）を活用することも有効。
 - 介護給付費通知書等の取組が全保険者に普及するよう推進するとともに、利用者の反応や介護支援専門員等の意識や行動の変化、福祉用具貸与価格への影響等を検証していくことが必要。

論点2 比較的安価な福祉用具の取り扱いについて

- ☆ 価格が比較的安価で、軽度者の利用が多く、結果的に長期間の利用となる福祉用具種目（歩行補助つえ等）については、貸与という給付方式に馴染まず、「貸与から販売の移行」、または「貸与と購入の選択制」を導入してはどうかという意見がある。
- ☆ 一方で、仮に販売制度を導入するとした場合、貸与事業者が保守点検（メンテナンス）、製品の安全性について責任を持って実施する仕組みが担保されなくなる等の問題点が指摘され、慎重に対応することが必要との意見がある。

- 
- 今後ともこれらの種目の利用実態、モニタリング、メンテナンス等のサービスの具体的な実施状況、安全性の担保等の観点から、調査・検証を継続することが必要。
 - その際には、専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントが担保される仕組みの確立と併せて実施することが必要。

論点3 専門職の関与と適切なケアマネジメントの推進について

- ☆ 福祉用具は、導入時に適切なアセスメントを行うとともに利用者の状態像を考慮したマネジメントを適切に行う必要があるが、他のサービスと異なり、個別サービス計画の作成が位置付けられておらず、「個々の利用者の状態像や生活環境に応じた福祉用具の選定」、「関係者間での情報の共有」、「継続的にモニタリングを行う仕組み」が不足しているのではないか等の指摘がある。
- ☆ 専門職の役割を明確化するなど、適切なアセスメント、マネジメントの仕組みについて検討する必要がある。

- 
- 個別援助計画の作成を指定基準において明確に位置づけることが適当。
 - 介護支援専門員がケアプランを作成する際に、専門性に基づく選定が出来るよう、医師、看護職員、OT、PT等が支援する仕組みの導入。
 - 福祉用具導入時のサービス担当者会議に福祉用具専門相談員等の専門職の関与を促進。
 - 福祉用具専門相談員や介護支援専門員の研修カリキュラムの見直し。